

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南箕輪村長

市町村名 (市町村コード)	南箕輪村 (385)	
地域名 (地域内農業集落名)	久保・中込・塩ノ井地区 (久保原・久保上村・塩ノ井上原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月9日(第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

圃場整備を行って農地の大規模化や集約化を行いたい旨の要望が強くある他、水路や農道の改修要望がある箇所も多い。また、農業者の高齢化が進んでおり、将来の担い手不足が懸念される。農業者の所得があまり高い傾向にあることもその一因と考えられる。その他、全体的に人手が足りず草刈りなどの作業に多くの労力を要している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備等を行って農地の大規模化を図り、集積及び集約化をしていくことが理想。また、必要に応じて関係機関と協議し、水路や農道の改修等についても調整を図っていく。将来の担い手確保のためには、農業者の所得を改善できるよう関係機関等との協議に尽力していくことが望ましい。根本的には、国家的な制度改革等も必要になると考えられるが、独自の補助制度の創設なども含めて可能な限りで関係機関等と連携・調整を行っていく。また、全体的に人手不足であるため、今後の農地の維持管理を行う上で、既存農事組合法人への委託や新規法人の立ち上げの促進なども含めて、担い手の確保が出来るように努めていく。その他、スマート農業の普及や既存農事組合法人への委託・ボランティアの募集等、効率の良い草刈り作業などを行えるよう模索していくことが望ましい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	109 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	109 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

久保・中込・塩ノ井地区の農業振興地域内を地域計画のエリアとして選定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して農地交換などを進めて行き、農地の集積や集約化を図っていく。また、圃場整備や農道や水路改修等を行って集約化しやすい環境を整えていくことが理想である。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
認定農業者等地域計画の担い手として名簿に記載のある農家の方については、原則として農地中管理機構を活用して賃貸借契約等を締結していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
関係機関と協議して基盤整備事業を進めて行くことが理想だが、地元負担金も発生するため、財源の確保についても検討していく必要がある。また、必要に応じて水路や農道の改修についても関係機関等との協議により調整を行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来の担い手確保のため、農業者の所得を改善できるよう関係機関等との協議に尽力していくことが望ましい。根本的には、国家的な制度改正等も必要になってくると考えられるが、独自の補助制度の創設なども含めて可能な限りで関係機関等と連携・調整を行っていく。また、全体的に人手不足であるため、今後の農地の維持管理を行う上で、既存農事組合法人への委託や新規法人の立ち上げの促進なども含めて、担い手の確保が出来るように努めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手が将来に渡って不足していくことが確実なため、農事組合法人まっくんファーム等、法人への委託などを有効に活用して農地を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦スマート農業の普及や既存農事組合法人への委託・ボランティアの募集等、効率の良い草刈り作業などを行えるよう目指していく。また、関係機関等と協議し、農業用機械などをリースできる体制の構築も模索していくことが望ましい。